

特殊自動車に排ガス規制 環境省



フォークリフトなど特殊自動車のうち、オフロード(公道を走行しない)車から排出される窒素酸化物(NOx)・粒子状物質(PM)を規制するための「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」案が2005年3月8日開催の閣議で閣議決定され、第162回国会に提出される見込みとなりました。

自動車からの排出ガス量のうち、オフロード特殊自動車からの排出量は窒素酸化物(NOx)で約25%、粒子状物質(PM)で約12%を占めていますが、これまでは未規制でした。

今回の法案は、すでに規制がかけられているオンロード(公道を走行する)特殊自動車の規制強化が06年から予定される中、オン・オフ双方の特殊自動車の規制の足並みを揃えることが目的です。

オンロード特殊自動車同様、オフロード特殊自動車のエンジン排ガス性能基準や車体基準を定め、基準に適合した車種であることを表示した車の使用を使用者に義務付けます。オフロード特殊自動車の排ガス許容限度は別途、大気汚染防止法の改正で規定するとしています。

なお、基準適合車であることを表示するためには(1)エンジンメーカーによる排ガス性能基準の申請と大臣による適合指定(型式指定)、(2)車両メーカーによる型式指定エンジン搭載車両であることの届出 - - という2段階の手続が必要です。

資料:2005年3月7日付 EIC ネット

機器分析箇所 船津 実希

事業内容

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| 1 環境管理に伴う調査・測定・化学分析 | 5 土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査 |
| 2 ダイオキシン類に係る濃度計量証明 | 6 労働衛生管理に伴う作業環境測定 |
| 3 ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定 | 7 トータルサニテーション管理 |
| 4 水道法第20条に基づく水質検査 | 8 委託試験・研究・開発 |

